

令和3年度調達改善計画の年度末自己評価概要  
(対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

総務省

令和3年度の調達改善計画で記載した事項毎に、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の改善

- ・ 調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期契約、執行期間の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間 20 日間以上の確保に努めた。
- ・ 一般調達案件の予定経費 1,500 万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間 30 日間の確保に努めた。
- ・ 調達予定案件をホームページで公表し、情報提供に努めるとともに、併せて SNS でも発信した。

② 仕様内容の充実

- ・ 調達部局において、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、複数の者が参加可能な仕様書の作成に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容の充実に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・ 調達部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局に合議し、審査を行った。

③ 仕様書の中立性の確認等

- ・ 仕様書の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様書の中立性の確認を行った。

④ 一者応札の検証

- ・ 一者応札となった案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの入札不参加となった者に対して契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの入札不参加となった者に対しては調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。

- ・一者応札改善のための取組の実効性をより高めるための方策として、「新規参入拡大のための基本的確認事項」及び「一者応札検証結果等を踏まえて今回改善を実施する取組」を調達前に事前チェックする等の手続を定めた（9月制定 11月から実施）。
- ・総務省契約監視会を開催し（7月及び3月）、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保等を図った。

⑤ 電子調達システムによる調達推進

- ・「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、入札・契約手続における電子調達システムの利用徹底に努めた。
- ・電子調達システムの普及啓発のため、パンフレットの配布、インターネットによる周知に努めた（民間側利用者講習会は11月開催、省庁側利用者講習会については研修動画により10月に実施）。

◇取組の効果

- ・一者応札率（本省・地方）：28.6%  
平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均：27.1%  
令和2年度：29.1%
- ・上半期契約締結率（本省・地方）：61.7%（令和2年度：64.5%）  
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・前年度1者応札の案件で30日間以上の公告を行った83件のうち16件が複数者応札となった。
- ・電子調達システム利用状況  
電子応札率（本省・地方）：63.4%（令和2年度：50.5%）  
電子契約率（本省・地方）：22.7%（令和2年度：14.6%）  
※電子応札率＝電子応札者数／応札者数 ※電子契約率＝電子契約者数／契約件数

◇今後の取組

一者応札率については、前年度から比べて0.5%改善したことから、引き続き各取組の実施を徹底する。

また電子応札率及び電子契約率については、前年度から着実に向上したことから、引き続き取組を継続する。

(2) 調査・調査研究経費に係る調達

① (1)の取組の徹底

② 総合評価落札方式の採用

- ・専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。
- ・選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定（担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等）について、会計

課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局に合議し審査を行った。また、技術点の審査方法について、合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達部局において審査を行った。

◇取組の効果

- ・総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：307件（令和2年度：355件）

◇今後の取組

引き続き、（１）の取組を徹底するほか、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式の採用に努める。

(3) 情報システムに係る調達

①（１）の取組の徹底

② 外部有識者の活用

- ・CIO 補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底した。
- ・総合評価落札方式の調達案件について CIO 補佐官を評価者に含めることを徹底した。
- ・入札結果や一者応札の分析結果等を CIO 補佐官に提供し、CIO 補佐官の評価内容書を会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有した。

③ 総合評価落札方式の採用

- ・仕様内容に専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。

◇取組の効果

- ・総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：33件（令和2年度：32件）

◇今後の取組

引き続き、（１）の取組を徹底するほか、CIO 補佐官を活用するとともに、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式の採用に努める。

I. 2. 随契の見直し（総務本省及び地方支分部局等の取組）

① 競争性のある契約への移行の検討

- ・競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ実施に努めた。

◇取組の効果（件数及び全契約件数に占める割合）

- ①競争性のない随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：208件（11.6%）  
（令和2年度 同契約件数及び同率：209件（11.0%）

※競争性のない随意契約締結率＝競争性のない随意契約件数/全契約件数

②企画競争による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：395件（22.1%）  
（令和2年度 同契約件数及び同率：453件（23.8%））

※企画競争による随意契約締結率＝企画競争による随意契約件数/全契約件数

③公募による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：102件（5.7%）  
（令和2年度 同契約件数及び同率：103件（5.4%））

※公募による随意契約締結率＝公募による随意契約件数/全契約件数

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

Ⅱ. 共通的な取組について

1. 調達改善に向けた審査・管理の強化（総務本省及び地方支分部局等の取組）

上記 I 参照

◇取組の成果

上記 I 取組の成果参照

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

① 一者応札改善のための取組

上記 I 1 参照

② 随意契約の見直し

上記 I 2 参照

◇取組の効果

・一者応札率（地方）：26.5%

平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均：22.5%

令和2年度：24.3%

・随意契約（件数及び全契約件数に占める割合）

競争性のない随意契約（地方）：102件/15.5%

（令和2年度 96件/13.6%）

企画競争による随意契約（地方）：48件/7.3%

（令和2年度 69件/9.7%）

公募による随意契約（地方）：51件/7.7%

（令和2年度 51件/7.2%）

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

### 3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

- ・調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して、声かけを積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。
- ・再エネ比率30%以上の電力調達について、10官署中6官署で実施。

## Ⅲ. その他の取組について

### 1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）

汎用的な物品等の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進することで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

### 2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

### 3. その他（総務本省の取組）

#### ① 旅費業務の効率化

- ・ICカード乗車券利用については、継続して実施した。
- ICカード乗車券使用について、利用後に管理台帳を必ず記入させて管理を徹底した。

#### ② 国庫債務負担行為の活用

- ・令和4年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用の検討を行い予算要求する。

#### ③ クレジットカード決済による調達の推進

- ・水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。

#### ④ 会計事務職員等のスキルアップの取組

- ・省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施。



			<p>⑥企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>		<p>H24:本省 H29:地方</p>	<p>前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 (令和2年度:67.5%)</p>			<p>H24:本省 H29:地方</p>	<p>評価項目設定、選定結果の適正性について、契約担当部局に合議し審査を行った。</p>	<p>A</p>	<p>企画競争一者応募率(本省・地方):66.3% ※なお、研究開発委託等契約の複数年度事業の2年目以降の継続契約を除く一者応募率は、12.4%</p> <p>【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:63.7% ・令和2年度:67.5%</p>	<p>契約担当部局による審査を徹底することにより、企画競争の適正化に関する取組内容の確実な実施を図ることができた。</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>⑨電子調達システムによる調達の推進 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを求められていることを踏まえ、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、以下の取組を行う。 ア. 紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。 イ. 電子調達システムを普及啓発するために、民間側及び省庁側の利用者講習会の充実を図る。</p>		<p>H29</p>	<p>全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率を上回ることを目標とする。 (令和2年度電子応札率:50.5% 電子契約率:14.6%)</p>			<p>H29</p>	<p>「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを求められていることを踏まえ、入札・契約手続における電子調達システムの利用徹底に努めた。 ・電子調達システムの普及啓発のため、パンフレットの配布、インターネットによる周知に努めた(民間側利用者講習会は11月開催、省庁側利用者講習会については研修動画により10月に実施)。</p>	<p>A</p>	<p>・電子応札率(本省・地方):63.4%</p> <p>【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:47.5% ・令和2年度:50.5%</p> <p>・電子契約率(本省・地方):22.7%</p> <p>【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:12.5% ・令和2年度:14.6%</p>	<p>—</p>	<p>随時</p>	<p>電子応札率及び電子契約率について前年度から着実に向上した。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
(2)調査・調査研究経費に係る調達	<p>①過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようものは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。</p> <p>②最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p> <p>③総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>	<p>令和元年度の一者応札件数の4割を調査・調査研究経費に係る調達に占めているため。</p>	<p>A</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>年度末</p>	<p>全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。</p>		<p>A</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>仕様内容の中立性確保のため、契約担当部局への合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行っている。</p>	<p>A</p>	<p>—</p>	<p>仕様書中立性を確保することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>④最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>年度末</p>	<p>選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努めることとし、全ての調達が会計課が定めた選定基準等を満たすよう取組を行う。</p>		<p>A</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用している。</p>	<p>A</p>	<p>総合評価落札方式実施件数(調査・調査研究)(本省・地方):307件</p> <p>【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:311件 ・令和2年度:355件</p>	<p>—</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>⑤入札結果や一者応札の分析結果等をPMOIに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。</p>	<p>H29:本省 H30:地方</p>	<p>年度末</p>	<p>全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。</p>		<p>A</p>	<p>H29:本省 H30:地方</p>	<p>選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定(担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等)について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局に合議し審査を行った。また、技術点の審査方法について、合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達要求部局において審査を行った。</p>	<p>A</p>	<p>—</p>	<p>契約担当部局による審査等を徹底することにより、選定基準及び選定過程の明確化等を図ることができた。</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
(3)情報システム経費に係る調達	<p>①予定価格が10万SDR以上見込まれる調達案件(契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの)は、CIO補佐官に相談し相談結果について調達決定にその評価内容等を添付する(ただし、単に市販の機器等を調達する場合などCIO補佐官が評価書発出が不要としたものは添付を要しない)。</p> <p>②予定価格が80万SDR以上見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、CIO補佐官による提案書審査を行う。</p> <p>③情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。</p> <p>④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。</p>	<p>令和元年度の一者応札件数の約2割弱、契約金額の約6割を情報システム経費に係る調達に占めているため。</p>	<p>A</p>	<p>H31:本省</p>	<p>年度末</p>	<p>全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。</p>		<p>A</p>	<p>H31:本省</p>	<p>CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容等を添付することを徹底した。</p>	<p>A</p>	<p>—</p>	<p>仕様書や経費の妥当性について、事前にCIO補佐官のチェックを行うことにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。</p>	<p>H30:本省</p>	<p>年度末</p>	<p>仕様内容の充実等について、会計課に合議し審査を行った。</p>		<p>A</p>	<p>H30:本省</p>	<p>仕様内容の充実等について、会計課による審査を徹底することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。</p>	<p>A</p>	<p>—</p>	<p>仕様内容の充実等について、会計課による審査を徹底することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>⑤入札結果や一者応札の分析結果等をPMOIに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>年度末</p>	<p>仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用している。</p>		<p>A</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>総合評価落札方式実施件数(情報システム)(本省・地方):33件</p> <p>【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:32件 ・令和2年度:32件</p>	<p>A</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
			<p>⑤入札結果や一者応札の分析結果等をPMOIに提供するとともに、個々の情報システムの課題について共有を図った。</p>	<p>R1:本省</p>	<p>年度末</p>	<p>入札結果や一者応札の分析結果等をPMOIに提供し、個々の情報システムの課題について共有を図った。</p>		<p>A</p>	<p>R01:本省</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>入札結果や一者応札の分析結果等をPMOI及びCIO補佐官に提供し、CIO補佐官の評価内容を会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有することができた。</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>	
○	○	<p>Ⅲ. 2. 随意契約の見直し(総務本省及び地方支分部局等の取組)</p>	<p>競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き審査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。</p>	<p>引き続き、調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、審査を行う必要があるため。</p>	<p>A</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>前年度の競争性のない契約率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p>		<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>下記のとおり</p>	<p>A</p>	<p>—</p>	<p>競争性のない随意契約は、全て随意契約の要件を満たしたものに限り実施した。</p>	<p>競争性のない随意契約(本省・地方):208件/11.6%</p> <p>【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:217件/11.2% ・令和2年度:209件/11.0%</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>
			<p>①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。</p>		<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>年度末</p>	<p>契約総件数に占める競争性のない随意契約の比率が前年度を下回ることを目標とする。 (令和2年度:11.0%)</p>		<p>A</p>	<p>H24:本省 H30:地方</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>随時</p>	<p>継続的な取組が必要。</p>	<p>引き続き実施。</p>

			②企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回ることを目標とする。 (令和2年度企画競争:23.8% 公募随意契約:5.4%)	年度末		H24:本省 H30:地方		企画競争については、価格競争にじまない場合に、公募については、行政目的達成のための条件等を公表し、請負相手方が唯一であることを確認した場合に限り実施した。	企画競争随意契約 (本省・地方):395件(22.1%) 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:522件/26.9% ・令和2年度:453件/23.8% 上半期公募随意契約 (本省・地方):102件(5.7%) 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:103件/5.3% ・令和2年度:103件/5.4%	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
	○	IV. 1. 調達改善に向けた審査・管理の強化(総務本省及び地方支分部局等の取組)																
		調達改善に向けた審査・管理の強化については、上記Ⅲ. 1.及びⅢ. 2.により取組を実施する。	①事前審査 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤により実施する。	A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑤により実施する。	年度末	A	H30	-	A	-	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
			②事後審査・管理 上記Ⅲ. 1. (I). ⑦により実施する。	A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑦により実施する。			H30	-	A	-	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
			③検証 ア. 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証する。 イ. 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2.の取組において、改善の効果が目に見える取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。	A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証を行う。 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2.の取組において、改善の効果が目に見える取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。			H30	-	A	-	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
		IV. 2. 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等の取組)																
	○	(1)一者応札改善のための取組 (再掲 上記記載のⅢ. 1)	上記記載のⅢ. 1のとおり取組を実施	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H30	上記記載のⅢ. 1のとおり取組を実施	年度末	A	H30	-	A	一者応札率(地方):26.5% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:22.5% ・令和2年度:24.3%	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
	○	(2)随意契約の見直し (再掲 上記記載のⅢ. 2)	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H30	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	年度末		H30	-	A	競争性のない随意契約 (地方):102件/15.5% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:105件/14.8% ・令和2年度:96件/13.6% 企画競争随意契約 (地方):48件/7.3% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:104件/14.6% ・令和2年度:69件/9.7% 公募随意契約 (地方):51件/7.7% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:54件/7.6% ・令和2年度:51件/7.2%	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
	○	IV. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)																
		電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。特に電力調達の実施にあたっては、令和2年12月10日付け内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③複数庁舎間での共同調達の検討を行う。特に電力の調達については、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達について検討する。 ④電力の調達については、再生可能エネルギー比率30%以上の電力の調達を実施する。	A	H29 R3から実施(下線部)	前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	調達要求部局は、入札業者の拡大のため、電気・ガス事業者に対して声かけを積極的に行うと共に、公告期間20日以上を確保に努めた。 電力の調達について、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達について検討を進めるとともに、再生可能比率30%以上の電力調達の実施に努めた。	・契約金額の実績については、年度末自己評価にて集計 ・異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達の実施について検討中。 ・再生可能比率30%以上の電力調達について、10官署中6官署で実施。	-	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。			

【難易度】  
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。  
・A+:効果的な取組  
・A :発展的な取組  
・B :標準的な取組



その他の取組

様式2

調達改善計画		令和3年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日~3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)	継続	-	-	-
汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。 ①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。	継続	国土交通省及び警察庁と共同で調達を実施。 ●実施状況 ・紙類:208,472円 ・蛍光灯:471,955円 ・トイレトペーパー:1,701,979円 ・速記:20,958,806円 ・クリーニング:47,777円	-	引き続き共同調達を実施、推進することで、経費削減を図る。
2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局) 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。 ①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。	継続	-	-	各地方支分部局等の状況に応じオープンカウンター方式の活用を図る。
3. その他(総務本省の取組)				
① 旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続	ICカード乗車券を活用し効率的な旅費の管理を実施。	-	引き続きICカード乗車券を利用することにより、事務効率化を図る。
② 国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	令和4年度予算要求において検討	-	引き続き調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為として予算要求を行う。
③ クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを行っている。	-	引き続きクレジットカード決済による事務の効率化を図る。
④ 会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続	・省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施。	-	引き続き研修の開催等を通じて会計事務職員のスキルアップを図る。

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【有川 博 日本大学総合科学研究所教授】 意見聴取日【6月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○実施した取組内容 ○取組の更なる推進を図る観点	・一者応札改善のための取り組みの④一者応札の検証について 9月制定、11月から実施されている「新規参入拡大のための基本的確認事項」及び「一者応札検証結果等を踏まえて今回改善を実施する取り組み」を調達前にチェックする手続きは、継続して、かつ、実効性のある方法で実施されて初めて効果的なものになると考えられるので、今後の実施状況の持続的な検証を期待したい。	ご指摘の取組について継続的に実施していくとともに、取組の効果についても、調達改善計画の自己評価等の機会を通じて確認して参ります。